

貝塚市立東小学校 いじめ防止基本方針

貝塚市立東小学校

令和7年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識と行動を育成することになる。

そのためには、従来から人権教育を教育活動の全てにおいて取り組んできたが、今後もより一層生命や人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「笑顔と希望にあふれた学校 ～信頼と感謝を軸に～」を教育目標とし、豊かな心とかしこさと、たくましく生きる力を身につけ、進んで行動できる子どもを育てるために、学力、生活指導、人権教育を3本柱として日々の教育活動に取り組んでいる。特に本校の特色として人権教育をはじめ様々な教育課題の解消に向けて、重点的に取り組んでいるが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、ここに『東小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、主査（主事）、教務主任、子ども支援Ｃｏ．、人権教育担当、道徳教育担当、各学年主任、養護教諭、支援学級担当、支援教育Ｃｏ． 情報教育担当、担任、ＳＳＷ、ＳＣ、その他（必要に応じて）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- イ いじめの未然防止を基本とした年間計画の企画と実施
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画進捗のチェックと各取組の有効性の検証

(4) 委員会の開催は、学校長と連携して、委員長が主催する。

(5) 当委員会の委員長は、子ども支援Ｃｏ． がその任に当たる。

(6) 委員長は、会の進行及び全体を統括する。

4 「いじめ防止対策委員会」の開催について

委員会の開催については、定期検討会議と臨時検討会議の２つがある。

定期検討会議は、構成員が全員参加を基本とし実施する。内容は、いじめに関するアンケート及び学校生活アンケートの結果をもとに今までの取り組みの成果と課題を共有し、今後のいじめ防止に向けた取り組みについて検討する。

臨時検討会議は、いじめ事案が発生した際に開催される。これは迅速さが求められるので、構成員の内、その事案に直接対応に当たる担任や学年主任と、校長、教頭が主催する委員長（子ども支援Ｃｏ．）の少なくとも１人はいる中で行う。その後、事態の進展に伴い、情報共有や対応方針の決定、役割分担等についての臨時検討会議を適宜開催し、一定の解決が見られるまで行う。また、臨時検討会議の参加者も事態の進展に伴い、増減する。

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

- (1) 学校関係者アンケート（年間１回実施）
- (2) いじめアンケート（年間２回実施 適宜２学期にも追加実施）
- (3) 学校生活アンケート（年間３回実施）

この３つを中心に、効果検証を行っていく。このほかにも、生活インタビューや、中学校区の各小中学校との校区連携においても情報を活用できるようにしていく。

6 情報の集約について

情報の集約については、委員長（子ども支援Ｃｏ．）がそれを行う。そこから校長や教頭に報告、相談し、臨時検討委員会を開催するかを決定する。開催が決定したら委員長が時間や場所の調整を行い、関係する教職員に連絡をする。

そのため、いじめと疑われる事案に接した時には、「いじめ防止対策委員会」の委員長（子ども支援Ｃｏ．）に報告を行う。委員長が不在の時は、教頭、校長に報告する。

重大事案に至る場合は、報告がなくひとりで抱え込んでしまうことで、状況が悪化していくことが多い。そうならないために、組織として対応することが普通のこととして、些細と思われることでも委員長に報告する。

7 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。なお、取り組みについては人権総合学習の年間計画や、学力保障委員会の年間計画も参照のこと。

なお、保護者への相談窓口の周知については、ホームページへの記載のほか、入学式やPTA総会冊子等での周知を行う。児童への周知については始業式にて行う。また、「生活指導だより」や「東校だより」等でも周知を行う。

学 期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること
一 学 期	4 月	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートで把握された児童の状況の集約 ○家庭訪問	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートで把握された児童の状況の集約 ○家庭訪	○学級・学年開き（各学年） ○保護者への相談窓口周知 ○児童への相談窓口周知 ○児童理解シートで把握された児童の状況の集約 ○家庭訪問	○第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認） ○「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ○生活指導委員会
	5 月	○家庭訪問	○家庭訪問	○家庭訪問	○教科教育校内研究授業（予定） ○生活指導委員会 ○第2回 いじめ対策委員会（事案の共有等）
	6 月	○運動会 ○学校生活アンケート ○いじめアンケート ○校外学習	○運動会 ○学校生活アンケート ○いじめアンケート ○校外学習	○運動会 ○学校生活アンケート ○いじめアンケート ○校外学習 ○スマホ安全教室（6年）	○生活指導委員会 ○第3回 いじめ対策委員会（事案の共有等） ○人権教育校内研究授業（予定）
	7 月	○保護者懇談 （家庭での様子の把握）	○保護者懇談 （家庭での様子の把握）	○保護者懇談 （家庭での様子の把握） ○非行防止教室（5年） ○非行防止教室（6年）	○生活指導委員会 ○第4回 いじめ対策委員会（1学期の状況調査報告と取組みの検証）
夏休み		夏休み中の児童の生活実態の把握			○夏季校内研修
二 学 期	9 月			○キャンプ（5年）	○第5回 いじめ対策委員会（事案の共有等） ○教科教育校内研究授業（予定） ○人権教育校内研究授業（予定）
	10 月			○修学旅行（6年） ○校外学習（5年）（予定）	○生活指導委員会 ○第6回 いじめ対策委員会（事案の共有等）
	11 月	○学校生活アンケート （○いじめアンケート）	○学校生活アンケート （○いじめアンケート）	○学校生活アンケート （○いじめアンケート）	○教科教育校内研究授業（予定） ○生活指導委員会 ○第7回 いじめ対策委員会（事案の共有等）
	12 月	○保護者懇談 （家庭での様子の把握）	○保護者懇談 （家庭での様子の把握）	○保護者懇談 （家庭での様子の把握）	○生活指導委員会 ○第8回 いじめ対策委員会（2学期の状況調査報告と取組みの検証）
冬休み		冬休み中の児童の生活実態の把握			
三 学 期	1 月	○学校関係者アンケート ○いじめ対応プログラムⅡ	○学校関係者アンケート ○いじめ対応プログラムⅡ	○学校関係者アンケート ○いじめ対応プログラムⅡ ○携帯ネットいじめ	○教科教育校内研究授業（予定） ○人権教育校内研究授業（予定） ○生活指導委員会 ○第9回 いじめ対策委員会（事案の共有等）
	2 月	○学校生活アンケート	○学校生活アンケート	○学校生活アンケート	○生活指導委員会
	3 月				○生活指導委員会 ○第10回 いじめ対策委員会（年間の取組みの検証）
春休み		春休み中の児童の生活実態の把握			

第2章 いじめ防止

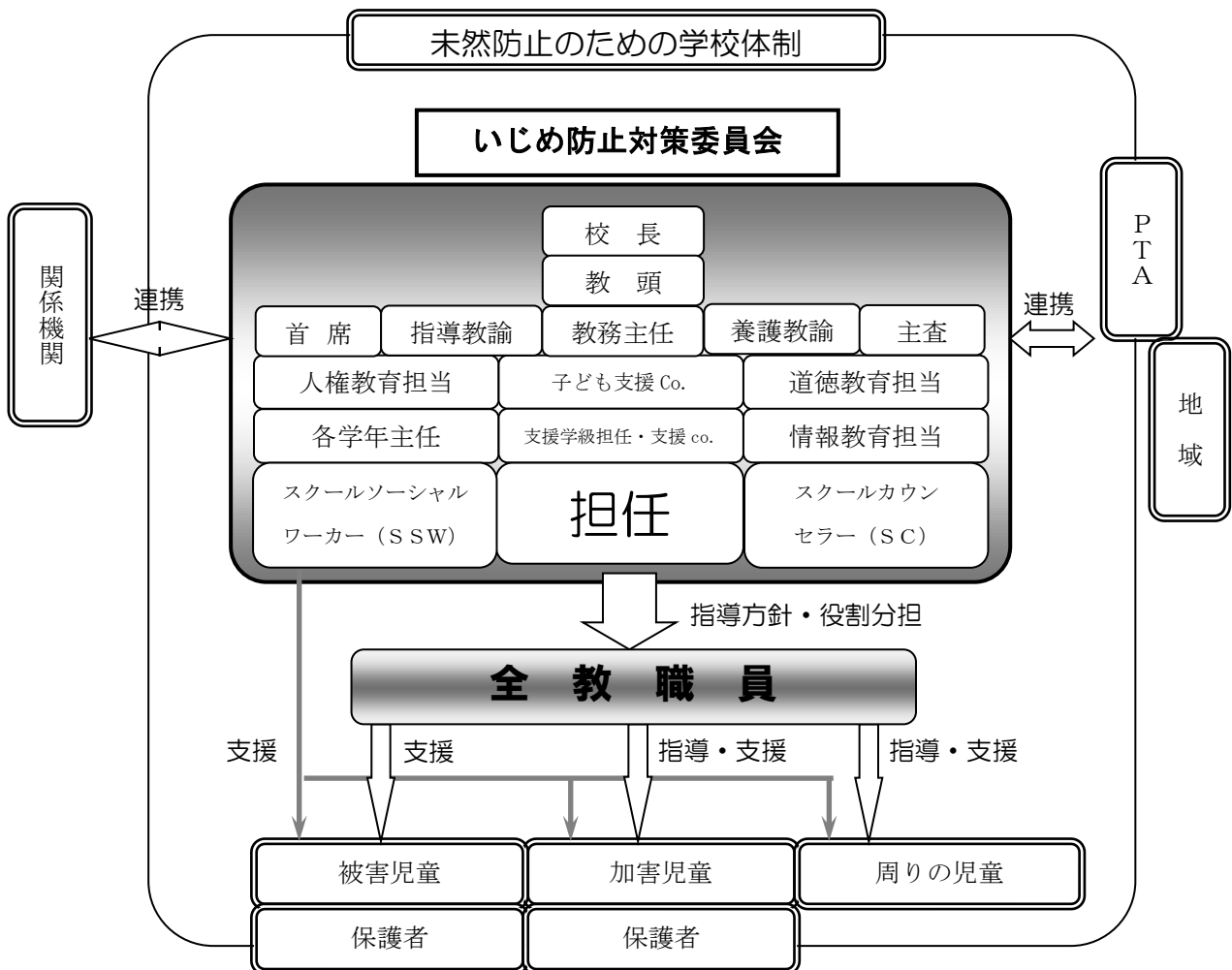
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは重大な人権侵害だという認識のもと、人権教育委員会とも連携して取り組みを行っていく。また、今まで生活指導委員会を中心に行っていた未然防止に向けた取り組みも、「いじめ防止対策委員会」でのチェックや検討をもとに連携して取り組みを行っていく。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画や校内研修の実施計画をもとに、徳委員会、体委員会、知委員会のそれぞれの分野で取り組みや活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」にて実施方法や活動内容を報告し、「いじめ防止対策委員会」で課題を共有し、今後の取り組みや活動について企画立案し、それを人権教育委員会、生活指導委員会、学力保障委員会のそれぞれの分野で実行していく。



全ての児童が、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは絶対に許さないという考えのもとで、すべての教育活動を行う。そしていじめの未然防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動や学校行事等を通じて、いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを行っていく。その際、特に人権教育と関連させて取り組みを行っていく。また、いじめをゆるさないという感覚を、教職員だけでなく児童や保護者にも啓発していくことが大切であり、学校と家庭とのより一層の連携を図っていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。
児童に対しては、人権教育を中心にいじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、児童同士がコミュニケーションを図る場を積極的に作り、なおかつ達成感を全ての児童に持たせるような活動方法を検討し、実施していく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、児童の様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが涵養である。
○分かりやすい授業づくりを進めるために、学力保障委員会を中心に「わかる授業」づくりを目指した授業方法の研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。
○児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、人権教育委員会（集団づくり・自主活動・特別活動）や生活指導委員会を中心に、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。
○ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに務める。
○いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、首席、指導教諭等が教職員の日常の教育活動について、連携、協力する。また、教職員同士が授業等をお互いに観察し、適切な指導助言を行っていく。教職員の不適切な言動等がないように校内研修会を実施していく。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業で児童一人ひとりが活躍できるような場を作る等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらに特別活動や学校行事での取り組みでも、自己有用感や自己肯定感を育むねらいを念頭に、日々の教育活動を実践していく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間や人権教育を通じて学ぶ機会を作っていく。また、いじめアンケートの実施から、いじめに特化した学びを深め、広めていく取り組みを実施していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじ

めの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

○（児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと）

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、教職員、特に日常多くの時間を共有している学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの児童を観察することは難しいし、担任が不在の所（休み時間等）で事案が起きている場合がある。そのため、全ての教職員が、全ての児童に対して絶えず児童が示す小さな変化を見逃さないようにする意識を持つことが大切である。担任も、自分が担任している児童だけでなく、目に映る全ての児童の様子を観察することが大切である。

○（教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること）

絶えず教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することで、今後の対応方法について検討し、実施することができる。児童の様子を観察することについても、様々な場面に関わる全ての教職員が意識して観察することができ、重大事案に至る前に状況に介入できることにつながる。情報交換の場については、定期的な学年会議の場や生活指導委員会だけでなく、気になる様子等があったときには、まず学年会で情報共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、全学年対象のいじめアンケートを6月と（11月と）1月に実施する。また、全学年対象の学校生活アンケートも6月と11月と2月に実施する。
定期的な教育相談としては、各アンケート実施後に教育相談期間を設ける。日常の観察として、授業時間はもとより児童との休み時間での活動にできる限り参加し、授業では見られない児童の样子の把握に努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、児童理解シートや家庭訪問、懇談会をもとに児童の家庭環境や、家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、日頃からの良好な関係づくりに努める。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、まずは児童からの相談に関しては担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、そしてこども支援 Co. や養護教諭が窓口として挙げられる。特に養護教諭は児童との関係からも相談窓口となりやすく、担任と共に重要な鍵となる。保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、学年主任やこども支援 Co. や首席、指導教諭、教頭、養護教諭が窓口として挙げられる。教職員に関しても、まずは当該学年担任を基本としながら、従来からの生活指導委員会や「いじめ防止対策委員会」、首席、指導教諭や教頭、校長への相談もあげられる。いずれにせよ、児童や保護者にとっていじめに関する相談をしやすい体制を整え、誰が相談を聞いても学校として情報を共有し、しっかりと対応できるように努めていく。
- (4) 学校だより「東校だより」や学校ホームページ、「生活指導だより」、各学年だより等により、相談体制を広く周知する。

「学校関係者アンケート」や「いじめ防止対策委員会」、「学校協議会」などでの確認により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについては、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように厳重に管理する。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象では、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(図①)「事案をもとにした問題行動対応レベル」と(図②)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考に、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

事案をもとにした問題行動対応レベル

図①

- ※ どのレベルの事案でも、必ず管理職とこども支援 Co.に報告、連絡、相談をする。
- ※ どのレベルの事案でも、必ず保護者に連絡する。
- ※ どのレベルの事案でも、指導が入りにくかったり、改善が見られなかったりした場合は、事案の内容が同じでも、指導や対応についてはより上のレベルの対応を行う。
- ※ どのレベルの事案でも、職員全体に情報共有する。
- ※ レベル別の対応については、教育的見地から事案に対しての対応が上位や下位の対応になることもある。

	具体的な事案	対応
レベル I	☐ 冷やかしかからかい、陰口を言われる。 ☐ 悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。	○担任・学年が把握、事実確認を行い、注意・指導を行う。 ◎担任が保護者に連絡し、家庭での指導や相手への謝罪等について指導について働きかける。 ※必要に応じこども支援 Co. や SC、SSW と連携を図る。
レベル II	☐ 仲間はずれや集団による無視をされる。 ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。 ☐ 携帯電話等を用いた悪口や無視等の行為。	○担任・学年とともに管理職・子ども支援 Co. も事実確認し、指導する。 ◎担任が基本となり、状況により管理職や子ども支援 Co. とともに、保護者も交えて指導をする。保護者にも、家庭での指導や相手への謝罪等について働きかける。 ※必要に応じ SC、SSW と連携を図る。
レベル III	☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ☐ 金品をたかられる。	○担任・学年とともに管理職・子ども支援 Co. も事実確認し、指導する。 ◎担任、管理職、子ども支援 Co. で、保護者も交えて指導をする。保護者にも家庭での指導や相手への謝罪等について働きかける。 ※必要に応じ SC、SSW や福祉機関と連携を図る。
レベル IV	☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 ☐ 重い暴力、傷害行為や重い脅迫、恐喝行為。	○管理職、子ども支援 Co. が警察、教育委員会と連携して、学校としての対応を行う。 ◎教育委員会は出席停止等の措置を行い、児童や保護者について指導計画に基づき家庭・校外で指導する。 ※児童・保護者への対応については、教育委員会、警察、福祉機関との連携を密にして行う。
レベル V	☐ 極めて重い暴力行為、傷害行為、脅迫、強要、恐喝行為。	○教育委員会が主導で、警察、福祉機関、児童福祉施設等との連携を図り、対応する。 ◎教育委員会が主導で、警察、福祉機関との連携を密にして児童・保護者への対応を行う。 ※極めて重大な事案での対応となるので、教育委員会との連携はもとより、迅速な対応ができる体制をとり、他の児童や保護者への対応や情報管理等も含めた職員体制で臨む。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
運動会や音楽発表会、東校まつり、校外学習等の行事は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

○スマホやパソコンでのインターネット上のいじめについて

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

保護者同意のもと、書き込みがあったサイトのURL等を控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、カメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。

→犯罪にかかわるケース…警察（被害の児童・その保護者から被害届）

→生活指導事案、人権侵害事象…教育委員会

③サイト管理者に削除依頼及び開示請求

（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

基本的には、被害の児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることができない。）

→サイトのトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

→該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。（個人の所属・氏名等を記載する必要なし。）

④サイトのプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼。

管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

○「TikTok」「Youtube」など動画投稿サイトやアプリ等、または、携帯電話やスマートフォンでのメールや「LINE」等によるいじめについて

①動画投稿サイトや、メール、「LINE」等メッセージアプリによるいじめの発見

携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。

→情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みがあった箇所を控える。誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合が多い

と思われるので、カメラ等で撮影する等して、内容を保存する。

→書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。また、書き込んだ相手が児童でない場合も、関係機関に連絡する。

③書き込んだ相手に対しての対応

書き込んだ相手が児童でない場合

→関係機関と連携し対応していく。

書き込んだ相手が児童の場合

→相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら、教育委員会とも連携し対応していく。

→相手が自校の場合、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

(3) 情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で学年の状況や発達段階に応じて実施していく。

7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していることを指す。この場合、相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して、状況を注視していく。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は被害児童の保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

そして、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。さらに、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行していく。

第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

第6章 その他(学校の実情に応じて補足すること)

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、また、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった児童が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる児童が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。その点から考えても、未然防止に対しては、日頃の児童の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、規範意識（いじめはいけないこと）の醸成、「ぐっすり（寝て）、しっかり（食べて）、すっきり（排便する）」などの生活習慣の確立、学力向上、人権教育を中心とした集団づくりに力を注いでいくことが重要である。

また、高学年になれば携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが多く発生している現状がある。今後は、情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者への啓発も一層大切になってくる。保護者からの話では、周りが携帯電話を持っている中で一人だけ持っていないと仲間外れにされるのでは、という不安から持たせてしまうケースも多いと聞く。学校と保護者、保護者同士の連携も図りながら、有効なコミュニケーションツールとして活用できるようにしていきたい。